		法人の設	立等報	告書(そ	の 2 ) 管理番号
	受付印				処理日・・・
	No.	年	月 日	※ 登録事由	組織区分 業種コード 法人区分
		千葉県 県税事	務所長 様	ポープ 課税標準区分	非課税区分 分割区分
	/ C 1- 30 / 3		=	千葉県県税条例第22	条の規定により、次のとおり報告します。
	(ふりがな) 本店等の	<b>一</b>			
納税	所在地	道 府 県			電話(
義務者	(ふりがな)				(ふりがな)
務者	法人名				代表者氏名
	法人番号				
グ	ループ通算	• 通算親法人		・「になった。	
朱	度の報告	・通算子法人		・でなくなった。	
		報 1 グループ通算制	度の承認があった	- -0	報
	法	0 点人士町間核1	有することとなった	· <i>(</i> 加入)	当事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	人	古	係等を有しなくな		曲の
	税	車			生 (承認等の日)
	0	# (4)グループ通算制 由 (2) まなままる 3 # 1			じ     た
	グ	四 5 青色申告の承認	!の取消しがあった 	-o	日
	ル	最初通算親事業年度	•	・ から ・	・まで
	Ī	通算子法人適用事業年度	•	・から・	・まで
	プ	通算(変更)前事業年度		・から・	・まで
	通	通算(変更)後事業年度		・ から ・	・まで
	算		有 県民税	・・・から	<ul><li>・ までの事業年度から 月間</li></ul>
	制	通算延長承認の有無	無事業税	・・・から	<ul><li>・ までの事業年度から 月間</li></ul>
	度		資産時価	 評価法人の別	株式移転完全子会社の別
	及に	 有 ・ 無	該当	<ul><li>非該当</li></ul>	
		(ふりがな)			
	係	本店等の「〒	都 道 府		
	る	所 在 地 県内に事務所が 〒	<u>県</u> 都		電話(  )
	報	算しある場合の県内	道 府 県		
	告	親 事務所の所在地 法 (これがない)			電話( )
	事	人 (ふりがな)			通算子法人数
	項	法人名			·
		法人番号			VIII / L > 77
	与税理士	〒 -			環付を受けようと 銀行 支店 まる金融 口座番号
<u> </u>	主所・氏名		電話 (	) –	機関及び 支払方法 (普通・当座)

## 法人の設立等報告書(その2) 記載の手引

## (報告期限)

1 グループ通算制度の適用を受ける(受けない)こととなった場合は、事実が発生した日から10日以内に報告してください。

## (報告先)

2 納税地(主たる事務所又は事業所がある地)を所管する県税事務所長に報告してください。

## (添付書類)

- 3 この報告書の提出の際には、次の書類を添付してください。
- (1) 適用又は加入の場合
  - ア 通算親法人は「グループ通算制度の承認の申請書(兼) e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉)」及び「同(次葉)」の写し(国税受付印のあるもの)
  - イ 通算子法人は「グループ通算制度の承認の申請書(兼) e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉)」及び「同(次葉)」の写し(国税受付印のあるもの)又は「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼) e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉)」及び「同(次葉)」の写し(国税受付印のあるもの)
- (2) 離脱(通算子法人)の場合 「通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の写し(国税受付印のあるもの)
- (3) 取りやめの承認又は青色申告の承認の取消しがあった場合 取りやめの承認通知書又は青色申告の承認の取消通知書の写し (留意事項)
- 4 法人名及び代表者名には必ずふりがなを記載してください。